# 歴史的公文書等の市民への情報提供制度について

- 答 申 -

平成19年12月

川崎市情報公開運営審議会

# 目 次

	まえがき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	情報公開制度で非公開となっていた情報などの取扱いについて・・・・・・2
3	非提供情報を設定した場合の市民の救済手続について・・・・・・・・・・・・・・・
4	非提供情報を設定した場合の非提供情報の公開時期について・・・・・・・
5	歴史的公文書等の選別基準について・・・・・・・・・・・・・・
6	「歴史的公文書等」に含まれる個人情報の本人等からの利用請求について・・・△
資料	4
1	川崎市長からの諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	川崎市情報公開運営審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	川崎市情報公開運営審議会における審議経過・・・・・・・・・・・・・・・

# まえがき

川崎市は、昭和59年の情報公開条例の施行以来、情報公開制度に基づく情報の開示と併せて市民への情報提供を積極的に行うよう努めてきた。また、平成16年度に市民自治の確立を目的として制定され、翌年度に施行された自治基本条例においても、情報共有による自治運営の制度として、市民への情報提供の重要性が再確認されている。

このように情報提供は市民自治にとって非常に重要なものとして位置づけられているが、保存期間を過ぎた後、公文書の中から歴史的価値のあるものとして選別され、情報公開制度の対象とはされなくなったいわゆる歴史的公文書等の市民への提供は、制度として構築されないまま現在に至っている。

以上のことを背景に、当審議会は平成19年6月7日付けで、阿部孝夫川崎市長から、歴史 的公文書等の市民への情報提供制度の新たな構築に向け、これを的確な制度とするための重要 事項について諮問を受けた。

そこで、審議会は小委員会を設置し、4つの諮問事項について、同制度の実施機関となる川崎市公文書館(以下「市公文書館」という。)の位置づけの確認、国及び他の地方公共団体の関係情報の収集、調査などを通じ、3回にわたって集中的に審議を行った。

このたび、小委員会における議論を受けて、審議会としての検討結果が得られたので、ここ に答申する。

川崎市においては、本答申を踏まえ、制度の構築に向けて積極的に取り組まれることを期待するものである。

平成19年12月6日

川崎市情報公開運営審議会 会長 藤原静雄

## 1 用語の定義

川崎市情報公開条例(以下「公開条例」という。)及び川崎市個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)で定められたものを除き、審議の対象とした事項にかかわる用語を定義し、この答申において使用するものとする。

- (1)歴史的公文書等 市政評価の判断材料及び歴史を編むために必要な記録として永久に保存し、市民に情報提供する必要のあるものをいう。
- (2)中間書庫 公文書の完結後、市公文書館が所管課等から引継ぎを受け、公文書の種別に応じた保存期間中、集中管理を行う機能をいう。

## (説明)

(1)「歴史的公文書等」とは、市政評価の判断材料及び歴史を編むために必要な記録として永久に保存し、市民に情報提供する必要のあるものをいう。

現在、市公文書館で保存・管理している「歴史的公文書等」は、公文書(大正13年7月1日の川崎市制施行以前に旧市町村において作成された公文書及び川崎市制施行後の公文書で、当該公文書の完結後、その種別に応じた保存期間を経過し、廃棄が決定したものの中から、歴史的文化的価値があるものとして選別されたもの) 歴史的価値のある資料類(市政資料及び歴史図書)及び古文書(複製されたものを含む。)である。

- (2)中間書庫とは、公文書の完結後、当該公文書の所管課等から引継ぎを受け、公文書の種別に応じた保存期間中、集中保存を行う機能で、市公文書館が有する特徴的な機能をいう。
- 2 情報公開制度で非公開となっていた情報などの取扱いについて

「歴史的公文書等」は公開条例上の対象公文書から除外されているが、その歴史的文化的価値 に鑑み、利用を制限する事由は必要最小限にとどめ、原則公開の扱いとする。

また、利用を制限している「歴史的公文書等」の特別利用の制度運用にあたっては、多様な事例に対応することが求められるため、利用者の便宜が図られる制度とすべきである。

#### (説明)

「歴史的公文書等」は、貴重資料の保存、学術研究への寄与等の観点から専門の基準に従った利用に委ねることを前提として公開条例上の公文書から除外され、公開条例に基づく公開の対象とはされていない。しかし「歴史的公文書等」においても、個人情報や法人情報など、公開条例上の不開示情報が含まれており、このような情報を含んでいる「歴史的公文書等」をそのまま市民へ提供することが妥当かどうかという問題がある。

保存期間を経過したということだけで、公開条例上の不開示情報である個人情報、法人情報の如何にかかわらず、個人や法人の権利利益を保護する理由までもが消滅するわけではない場合もある。

これらの点も考慮し「歴史的公文書等」の情報提供において利用を制限する事由は、公開条例第8条第1号「個人に関する情報」、同条第2号「法人等に関する情報」及び同条第6号「法令の規定又は国の機関等の指示に係る情報」など必要最小限にとどめ、利用を制限することが合理的と認められる場合を除き、原則公開の扱いとすべきである。

また、利用を制限している「歴史的公文書等」の特別利用の制度運用にあたっては、利用の

基準を示しておくことが望ましいが、学術研究や報道関係など、公益性の観点から例外として 利用を認める場合も考えられるため、利用者の便宜が図られる制度とすべきである。

## [参考規定]

公開条例第2条第1号「公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画 及び電磁的記録であって、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるも のを除く。

# ア(略)

イ 図書館、博物館その他これらに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料 又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」

# 3 非提供情報を設定した場合の市民の救済手続について

市公文書館は「公の施設」であり、この側面から、市公文書館で保存・管理している「歴史的公文書等」の利用制限は「公の施設」の利用制限に該当することになり、この場合には、地方自治法に基づく不服申立て制度が用意されている。しかし、市民の利便性を考えた場合、苦情や相談に簡易・迅速に対応する仕組みも考慮すべきである。

#### (説明)

「歴史的公文書等」の利用を制限した場合の利用者である市民の救済手続きについては、市公文書館は、川崎市公文書館条例に基づき設置された「公の施設」であり、この側面から、市公文書館で保存・管理している「歴史的公文書等」の利用制限は「公の施設」の利用制限に該当することになる。この場合には、地方自治法に基づく不服申立て制度が用意されている。

しかし、利用者である市民の利便性を考えた場合、苦情や相談に簡易・迅速に対応する仕組 みも考慮すべきである。

なお、諮問事項では「非提供情報を設定した場合の市民の異議申立て方法」であったが、異議申立ては不服申立ての一種類であり、当審議会は、広く市民の権利利益を救済する観点から答申を行う。

#### 〔参考規定〕

- (1) 地方自治法第244条「公の施設 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。」
- (2) 地方自治法第244条の2「公の施設の設置、管理及び廃止 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」
- (3) 地方自治法第244条の4「公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立 て 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある 者は、(中略)審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをする こともできる。」

# 4 非提供情報を設定した場合の非提供情報の公開時期について

「歴史的公文書等」に非提供情報 (利用制限事由)を設定した場合、個別の事由ごとに利用の制限を解除するまでの年限を設けることが必要な場合がある。

ただし、利用の制限を解除する年限が到来した時点で原則公開の扱いとすべきである。

# (説明)

「歴史的公文書等」の情報提供において利用を制限する事由は、必要最小限にとどめるべきであるが、利用を制限する事由を設定した場合には、時の経過とともに制限する理由が減少していく事由もあるため、個別の事由ごとに利用の制限を解除するまでの年限を設けることが必要な場合がある。また、事由によっては、利用の制限を解除する年限が到来した時点で、ただちに利用に供した場合に不利益を生じるおそれのある事由も考えられるが、原則公開の扱いとすべきである。その際、当該情報が年限の到来によって公開されることについて市民への周知に配慮する必要がある。

# 5 歴史的公文書等の選別基準について

公文書から「歴史的公文書等」を選別する場合に、中間書庫機能を有する市公文書館と公文書の所管課が移管、選別の協議などが円滑に行えるよう工夫をする必要がある。また、適切な選別が行えるよう専門的な視点からの意見を反映する仕組みを検討する必要がある。

## (説明)

「歴史的公文書等」には、公文書の完結後、原則として中間書庫機能を有する市公文書館において、当該公文書をその種別に応じた期間中保存し、保存期間を経過した後、廃棄が決定したものの中から、歴史的文化的価値があるものとして市公文書館長が選別したものがある。現在の川崎市の「歴史的文化的価値のある公文書の選別基準」は包括的な規定となっているが、市公文書館と公文書の所管課が移管、選別の協議が円滑に行えるようこの選別基準に具体的な公文書名を例示するなどの工夫をする必要がある。また情報資産として後世の市民に伝えるべき「歴史的公文書等」が適切に選別できるよう、専門的な視点からの意見を反映する仕組みを検討する必要がある。

# 6 「歴史的公文書等」に含まれる個人情報の本人等からの利用請求について

「歴史的公文書等」に含まれる個人情報は、保護条例上の保有個人情報から除外されているが、 個人情報の本人等からの利用請求については、原則公開の扱いとする。

#### (説明)

「歴史的公文書等」に含まれる個人情報は、保護条例上の保有個人情報から除外され、保護条例の対象とはされていない。しかし「歴史的公文書等」においても、保護条例上の保有個人情報が含まれている。このような情報を利用制限事由とした場合に、保護条例に規定された保有個人情報の本人等(本人が死亡している場合などについては、代理人及び遺族を含む。)からの開示請求を認めることと同様の扱いをすべきかが問題となる。

「歴史的公文書等」の情報提供において利用を制限する事由は、必要最小限にとどめ、原則 公開の扱いとすべきであることから、「歴史的公文書等」における保護条例上の保有個人情 報を利用制限事由とした場合であっても、個人情報の本人等からの利用請求については、原 則公開の扱いとすべきである。

# 〔参考規定〕

保護条例第2条第3号「保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(公開条例第2条第1号)に記録されているものに限る。」

# 資 料

19川総公第101号 平成19年6月7日

川崎市情報公開運営審議会 会長 藤 原 靜 雄 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

歴史的公文書等の市民への情報提供制度について(諮問)

公文書の公開は、市民への説明責任を果たす上で重要な行為であり、「川崎市自治基本条例」 には、自治運営原則として、情報共有の原則が規定されています。

一方、保存期間を経過し、廃棄が決定した公文書のうち、公文書館長が歴史的文化的価値があると認めたものについて、他の古文書、資料等とともに歴史的公文書等として、適正に保存しております。

この歴史的公文書等も市政評価の材料や市史編纂のために必要な記録として市民と情報を共有化することが重要です。

このため、平成21年度から、歴史的公文書等の市民への情報提供制度の運用を予定していますが、歴史的公文書等は、情報公開条例の適用除外となるため、的確な情報提供制度とするため、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第33条第2項第4号に基づき、次の事項について諮問いたします。

#### 諮問事項

歴史的公文書等の市民への情報提供制度について

- 1 情報公開制度で非公開情報となっていた情報などの取扱い
- 2 非提供情報を設定した場合の市民の異議申し立て方法
- 3 非提供情報を設定した場合の非提供情報の公開時期
- 4 歴史的公文書の選別基準

(川崎市公文書館 秋田担当) 電 話(044)733-3933 FAX(044)733-2400

# 川崎市情報公開運営審議会委員名簿 (任期:平成18年1月1日~平成19年12月31日)

(敬称略・五十音順)

区分		氏	名		所属団体等	備考
	青	木	葉	子	民生委員・児童委員	
	石	垣	喜ク	く雄	川崎地域連合副議長	
	斉	藤		豊	公募委員	
市民代表	中	島	幹	光	公募委員	
	長	澤	明	彦	川崎商工会議所会頭	平成 19年 10月 31 日まで
	西	岡	浩	史	川峒间上云峨川云城	平成 19 年 11 月 1 日から
	秦		松	雄	川崎市全町内会連合会常任理事	
	日	詰		弘	公募委員	
	大	谷	和	子	株)日本総合研究所法務部長	小委員会委員
	金	子	正	史	同志社大学司法研究科教授	小委員会委員
	高	井	佳江	I子	弁護士 (横浜弁護士会)	
	春	名	義	弘	神奈川新聞社川崎総局長	小委員会委員
	廣	瀬	克	哉	法政大学法学部教授	副会長・小委員会委員
学識経験者	藤	井	龍	子	大阪大学大学院法学研究科招へい教	小委員会委員
	nsk	71	HE	J	授	
	藤	原	靜	雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科	会長・小委員会委員長
	13-0	,,,,	133	44-	教授	
	安	富		潔	慶應義塾大学大学院法務研究科・法	小委員会委員
	^	Н		/21	学部教授	J 2/2/2/2

注)小委員会は、歴史的公文書等の市民への情報提供制度について検討するため審議会に設けられたものです。

# 川崎市情報公開運営審議会における審議経過

# 1 審議会(全体会)

会議	開催日時	開催場所	主な審議事項							
第1回	平成19年6月13日 午後1時30分 ~3時30分	市役所第3庁舎 18階大会議室	1 歴史的公文書等の市民への情報提供制度について 2 小委員会の設置について							
第2回	平成 19 年 11 月 2 日 午前 10 時~12 時	市役所第 3 庁舎 18 階大会議室	小委員会における審議の経過 について (中間報告・質疑)							
第3回	平成 19 年 12 月 6 日 午前 10 時~12 時	市役所第 3 庁舎 18 階大会議室	答申案について							

# 2 小委員会

会議	開催日時	開催場所	主な審議事項
第1回	平成 19 年 7 月 12 日 午後 2 時~4 時	市役所第3庁舎 18階大会議室	<ul><li>1 審議スケジュールと今後の進め方について</li><li>2 主な論点について</li></ul>
第2回	平成19年9月5日 午後2時~4時	市役所第3庁舎 18階大会議室	主な論点の報告、審議
第3回	平成 19 年 10 月 12 日 午前 10 時~12 時	市役所第3庁舎 18階大会議室	審議会への中間報告について